

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！
当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

↑**資格の係より**

「土木工事の格付け基準の一つ平均完工高要件を見直し5%程引き下げるとともに(草刈等の)維持管理業務を加算できる事に…」との案が大分県のHPに出ています。

一方で「建災防協会への加入や暴対法の講習受講等に加点する主観点数の見直しに伴い、各等級の総合点を10～20点程UP…」との変更を28・29年度の県の格付けから実施する予定といひます。「主観点数」は県が独自に

「会社の新規設立をネットで調べて手数料の安い所に頼んだが、代表印・角印・銀行印の3本セットの同時注文が条件と言われ、結局高額な印鑑を買う事に…」とA氏は悔やみます。

ネットで見ると①「創業支援パックで手数料100円・自分でするより安い！」とのサイトが目を引きまます。しかし、よく読むと「東京圏・大阪圏以外は定款認証に伴う出張費用1万円+交通費実費」「印鑑カード…取得代行(追加費用)32,400円+交通費等の実

「土木工事の格付け基準の一つ平均完工高要件

なぜ違う「**5才の差**」**「併」**「併」**県の格付け**と**経審で**

加点や減点を行うものですが、「客観点数」にあたる経審の評価項目とのズレが気になります。経審は来月から改正され、社会性(W点)の評価で若手技術者の育成確保を加点対象にする…とし35歳↓を

「若手」と位置付けていますが、県の見直し案では「新規学卒者」を「新規若年労働者」に対象者を拡大し、40歳↓を「若年」と規定しています。これから高齢化社会に向かって行く中で、50歳でも「若手」や「若年」にする必要があるのでは??



費」が「お勧めオプション費用」、「取締役会

設置会社は21,800円の追加」また「自動車等の現物出資は54,000円追加」と記載!! ②「会社設立一式5,900円 (小さい会社専用)」との

格安手続き代行に注意 **OP費用** や**印かんセット**...

某サイトには「お双の印鑑ショップ」として様々な印鑑の

写真が!! 甘言の裏には必ず落とし穴が…。会社は設立した後も様々な変更の手続きが出てきます。詐欺的な手続き代行業者には十分ご注意を。

↓**会社法人の係より**



※当事務所の電話が不通の時は①070-5690-2319(岩尾)②090-8401-9855(西馬)③070-5080-7611④070-5481-0659⑤070-5481-0988⑥070-6597-6379へ※③～⑥は通常発信専用です。